

Weekly Report

第728号

令和5年12月25日

令和6年度税制改正大綱(主な個人関連)

主な個人関連には以下のような改正があります。

◎所得税・個人住民税の定額減税……納税者及び配偶者を含む扶養家族1人につき、令和6年分の所得税から3万円、令和6年度分の個人住民税から1万円の減税を実施する(令和6年6月以後の源泉徴収・特別徴収等で控除)。ただし、納税者の合計所得金額が1805万円超(給与収入のみの場合は年収2千万円超)の場合は対象外となる(所得税は令和6年分、住民税は令和5年分の合計所得金額)。

◎子育て世帯等に対する住宅ローン減税等の拡充……住宅ローン減税について、夫婦のどちらかが40歳未満又は19歳未満の扶養親族がいる「子育て特例対象個人」が認定住宅等の新築等をして令和6年中に入居した場合、①控除の対象となる借入限度額を上乗せ(令和5年までの限度額と同額)、②新築住宅の床面積要件を40㎡に緩和する(合計所得金額1千万円以下に限る)。また、ローンの有無を問わず特定の改修工事をした場合のリフォーム減税について、子育て特例対象個人が行う一定の子育て対応改修工事(事故防止や防音など)を対象に追加する。

◎扶養控除の見直し等(令和7年度税制改正で結論)……①令和6年10月から児童手当を拡充(所得制限の撤廃や支給期間を高校生年代まで延長)することに伴い、16~18歳までの扶養控除を縮小(所得税25万円、住民税12万円)、②ひとり親控除について、所得要件を1千万円以下に緩和し控除額を引上げる、③生命保険料控除について、23歳未満の扶養親族がいる場合は一般生命保険料控除の適用限度額を6万円に引上げ(合計適用限度額は変更なし)などを検討し、令和7年度税制改正で結論を得る。

自販機特例等における帳簿の記載事項

インボイス制度において、自動販売機又は自動サービス機により行われる3万円未満の取引(自動販売機特例)や、入場券のように使用時に証票が回収される取引(回収特例)の場合、買手は一定の事項が記載された帳簿のみの保存により仕入税額控除が認められています。

令和6年度税制改正大綱では、自動販売機特例や回収特例(3万円未満の取引に限る)が適用される取引について帳簿の記載事項を見直して、「住所又は所在地」の記載を不要とすることが示されています。

この取扱いは、改正前の取引についても認められ、「住所又は所在地」の記載は求められません。

☆☆☆ 1月のチェックポイント ☆☆☆

- ※インフルエンザの蔓延拡大が危惧されます。気を緩めぬことなく感染対策を行います。
- ※年末調整の結果による過不足を精算した後の源泉所得税の納付期限は1月10日(水)です。
- ※納期の特例適用者の源泉所得税(7月~12月分)の納付期限は1月22日(月)です。
- ※給与計算の前に「扶養控除等申告書」を受理し、チェックのうえ源泉徴収簿等に各事項を転記。
- ※「法定調書」「給与支払報告書」「償却資産申告書」の提出は1月31日(水)です。